

長岡市公告第51号

地域農業経営基盤強化促進計画案について（公告）

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）案を作成したため、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画案について意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに市に意見書を提出することができます。

令和8年3月13日

長岡市長 磯田達伸

1 縦覧期間

令和8年3月13日から同月27日まで

2 縦覧場所

長岡市農林水産部農水産政策課

3 意見書の提出

意見書の提出については、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に対する意見書の提出について」によること。